



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

- 〔省 令〕
- 容器保安規則等の一部を改正する省令 (経済産業一〇五)
 - 〔告 示〕
 - 農業を登録した件 (農林水産二二一―二二二三)
 - 農業を再登録した件 (同二二一―二二一四)
 - 農業の登録が失効した件 (同二二一―二二一五)
 - 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示及び高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する件 (経済産業二六九)
 - 昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する件 (国土交通一一七九)
 - 建築設備 (昇降機を除く) の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する件 (同一一八〇)

〔官庁報告〕

官庁事項

個人情報の保護に関する基本方針の一部変更の公表について (内閣府)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責関係

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構平成二十七事業年度財務諸表、プログラムの著作物に係る登録、企業年金基金設立、国民年金基金連合会個人型年金規約の一部を変更する規約関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

省

令

○経済産業省令第百五号
高圧ガス保安法施行令の一部を改正する省令 (平成二十八年政令第百四十号) の施行に伴い、高圧ガス保安法 (昭和二十六年法律第二百四号) の規定に基づき、並びに同法を実施するため、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十八年十一月一日
経済産業大臣 世耕 弘成

容器保安規則等の一部を改正する省令

第一条 次に掲げる省令の規定中「充てん」を「充填」に改める。

一 容器保安規則 (昭和四十一年通商産業省令第五十号)

二 冷凍保安規則 (昭和四十一年通商産業省令第五十一号)

三 液化石油ガス保安規則 (昭和四十一年通商産業省令第五十二号)

四 一般高圧ガス保安規則 (昭和四十一年通商産業省令第五十三号)

五 コンビナート等保安規則 (昭和六十一年通商産業省令第八十八号)

(容器保安規則の一部改正)

第二条 容器保安規則の一部を次のように改正する。

第二条第二十号中「液化フルオロカーボン十二」を「液化フルオロオレフィン千二百三十四yf、液化フルオロオレフィン千二百三十四ze、液化フルオロカーボン十二」に改め、同条第二十九号中「該当するもの」の下に「フルオロオレフィン千二百三十四yf及びフルオロオレフィン千二百三十四zeを除く。」を加え、同条第三十号中「じよ限量が百万分の二百以下のもの」を「毒物及び劇物取締法 (昭和二十五年法律第三十三号) 第二条第一項に規定する毒物」に改める。

第二十二条液化メチルエーテルの項の次に次のように加える。

液化ジメチルエーテル
―― 一・六七

同条表液化クロムメチルの項の次に次のように加える。

液化フルオロカーボン三十一
―― 一・二四

同条表液化塩化ビニルの項の次に次のように加える。

液化フルオロカーボン四百四A
―― 一・一五

同条表液化四ふつ化エチレンの項の次に次のように加える。

液化フルオロオレフィン千二百三十四yf
―― 一・〇五

同条表液化フルオロカーボン二十二の項の次に次のように加える。

液化フルオロオレフィン千二百三十四ze
―― 〇・九六

液化フルオロオレフィン百三十四a

―― 〇・九四

(冷凍保安規則の一部改正)

第三条 冷凍保安規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「二酸化炭素」を「ヘリウム、二酸化炭素、フルオロオレフィン千二百三十四yf、フルオロオレフィン千二百三十四ze」に改め、「フルオロカーボン三十一」の下に「フルオロカーボン三十二」を加え、「フルオロカーボン五百九A及びヘリウム」を「及びフルオロカーボン五百九A」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 特定不活性ガス、不活性ガスのうち、次に掲げるもの

イ フルオロオレフィン千二百三十四yf

ロ フルオロオレフィン千二百三十四ze

ハ フルオロカーボン三十二

○国土交通省告示第千七百七十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六條第二項及び第三項、第六條の二第一項、第六條の二の二第二項及び第三項並びに第六條の二の三第一項の規定に基づき、昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第百八十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月一日

国土交通大臣 石井 啓一

別表第一（内）の項接触器、継電器及び運転制御用基板の項を次のように改める。

接触器、 継電器及 運転制御 用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動 の状況を確認する。	昇降機が正常に作動し ないこと。
電動機主回路 用接触器の主 接点の状況	目視により確認し、交 換基準に従って交換さ れているか確認する。	イ 著しい摩耗がある こと又は交換基準に 従って交換されてい ないこと。	イ 著しい摩耗がある こと又は交換基準に 従って交換されてい ないこと。
ブレーキ用接 触器の接点の 状況	目視により確認し、交 換基準に従って交換さ れているか確認する。	イ 著しい摩耗がある こと又は交換基準に 従って交換されてい ないこと。	イ 著しい摩耗がある こと又は交換基準に 従って交換されてい ないこと。
		ロ 変形があること。	ロ 変形があること。

別表第二（十二）の項綱車と主索のかかりの状況（巻胴式のものを除く。）の項の欄中「溝の摩耗」

を「主索及び溝の摩耗」に改め、「すき間」の下に「若しくは綱車外周からの主索の出張り」を加え、同項の欄中「すき間」の下に「若しくは綱車外周からの主索の出張り」を加え、「又は」を「若しくは」に改め「底当たりしていること」の下に「又は複数ある溝間に著しい摩耗差があること」を加え、同（十四）の項保持力の状況の項の欄中「モーター」を「電動機」に改め、同（十四）の項ブレーキ制動時のプランジャーの状況の項を次のように改める。

ブレーキ制動 時のプラン ジャーの状況	かごを保持している状 態において目視により 確認し、ストロークを 測定する。	イ プランジャーが他 の機器等と干渉して いること又はプラン ジャーのストローク が要正となる基準 値から外れているこ と。	ロ プランジャーのス トロークが要重点点 検となる基準値から 外れていること。

別表第二（十四）の項摩耗粉の状況（電気制動式のものに限る。）の項の欄中「パッド」を「パッド

等」に改め、同（十八）の項転倒及び移動を防止するための措置の状況の項の欄中「令第二百二十九条の八第一項の規定に適合しないこと」を「巻上機等の駆動装置又は制御器をばり等へ堅固に取り付けて

いないこと。」に改め、同表六（四）の項の欄中「又は」を「及び」に改め、同項作動の状況（油入式のものに限る。）の項の欄中「全圧縮」を「圧縮」に、「復帰するまでの時間」を「復帰すること」に改め、同項の欄中「九十秒以内に」を削る。

別表第二（四）の項電動機主回路用接触器の主接点の状況の項の欄中「確認する」を「確認し、交換基準に従って交換されているか確認する」に改め、同項の欄中「摩耗があること」の下に「又は交換基準に従って交換されていないこと」を加え、同（二十）の項の欄中「令第二百二十九条の八第一項の規定に適合しないこと」を「巻上機等の駆動装置又は制御器をばり等へ堅固に取り付けていないこと」に改め、同表六（四）の項作動の状況（油入式のものに限る。）の項の欄中「全圧縮」を「圧縮」に、「復帰するまでの時間」を「復帰すること」に改め、同項の欄中「九十秒以内に」を削る。

別表第五（一）の項を次のように改める。

機械室内の状 況	昇降機以外の 設備等の状況	目視により確認する。	機械室内に昇降機と関 係のない設備等がある こと又は定期検査若し くは定期点検に支障が 生じていること。
汚損の状況	目視により確認する。	イ 著しい摩耗がある こと又は交換基準に 従って交換されてい ないこと。	イ 著しい摩耗がある こと又は交換基準に 従って交換されてい ないこと。
		ロ 変形があること。	ロ 変形があること。

別表第五（三）の項接触器、継電器及び運転制御用基板の項を次のように改める。

接触器、 継電器及 運転制御 用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動 の状況を確認する。	昇降機が正常に作動し ないこと。
電動機主回路 用接触器の主 接点の状況	目視により確認し、交 換基準に従って交換さ れているか確認する。	イ 著しい摩耗がある こと又は交換基準に 従って交換されてい ないこと。	イ 著しい摩耗がある こと又は交換基準に 従って交換されてい ないこと。
ブレーキ用接 触器の接点の 状況	目視により確認し、交 換基準に従って交換さ れているか確認する。	イ 著しい摩耗がある こと又は交換基準に 従って交換されてい ないこと。	イ 著しい摩耗がある こと又は交換基準に 従って交換されてい ないこと。
		ロ 変形があること。	ロ 変形があること。

別表第五（内）の項ブレーキ制動時のプランジャーの状況の項を次のように改める。

ブレーキ制動 時のプラン ジャーの状況	階段を保持している状 態において目視により 確認し、ストロークを 測定する。	イ プランジャーが他 の機器等と干渉して いること又はプラン ジャーのストローク が要正となる基準 値から外れているこ と。	ロ プランジャーのス トロークが要重点点 検となる基準値から 外れていること。

別表第五(一)の項を次のように改める。			
(ハ) 駆動鎖(駆動の鎖を設けたものに限る)			
駆動鎖の張り	鎖を揺らし、その振幅を測定する。	駆動鎖の伸び	目視及び聴診により確認する。
スプロケットと駆動鎖との状況	目視及び聴診により確認する。	スプロケットと駆動鎖との状況	目視及び聴診により確認する。
駆動鎖の伸び	目視により確認する。	駆動鎖の伸び	目視により確認する。
駆動スプロケットとスプロケットとの芯ずれ	目視により確認する。	駆動スプロケットとスプロケットとの芯ずれ	目視により確認する。
給油の状況	目視により確認する。	給油の状況	目視により確認する。
別表第五(二)の項を次のように改める。			
(ニ) 踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間			
踏段鎖の給油の状況	目視により確認する。	踏段鎖の給油の状況	目視により確認する。
ベルトの劣化の状況	目視により確認する。	ベルトの劣化の状況	目視により確認する。
踏段相互のすき間	目視により確認する。	踏段相互のすき間	目視により確認する。
別表第五(三)の項を次のように改める。			
(イ) 踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間			
踏段鎖の給油の状況	目視により確認する。	踏段鎖の給油の状況	目視により確認する。
ベルトの劣化の状況	目視により確認する。	ベルトの劣化の状況	目視により確認する。
踏段相互のすき間	目視により確認する。	踏段相互のすき間	目視により確認する。
別表第五(四)の項を次のように改める。			
(イ) 踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間			
踏段鎖の給油の状況	目視により確認する。	踏段鎖の給油の状況	目視により確認する。
ベルトの劣化の状況	目視により確認する。	ベルトの劣化の状況	目視により確認する。
踏段相互のすき間	目視により確認する。	踏段相互のすき間	目視により確認する。

別表第六(一)の項を次のように改める。			
別表第六(二)の項を次のように改める。			
作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	作動の状況	昇降機が正常に作動しないこと。
電動機主回路の接続状況	目視により確認し、交換基準に従って交換する。	電動機主回路の接続状況	目視により確認し、交換基準に従って交換する。
ブレーキ用接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換する。	ブレーキ用接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換する。
別表第六(三)の項を次のように改める。			
(イ) 昇降機が指定する交換基準			
昇降機が指定する交換基準	目視により確認し、交換基準に従って交換する。	昇降機が指定する交換基準	目視により確認し、交換基準に従って交換する。
別表第六(四)の項を次のように改める。			
(イ) 昇降機が指定する交換基準			
昇降機が指定する交換基準	目視により確認し、交換基準に従って交換する。	昇降機が指定する交換基準	目視により確認し、交換基準に従って交換する。

別記第一号一④の欄の網車又は巻胴の欄を次のように定める。

網車又は巻胴	網車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 () (mm)	(mm)
	ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 () (mm)	
	ハ. 網車と主索の滑り等により判定	適・否
	複数の溝間の摩耗差の状況	適・否

別記第一号一⑤の欄のブレーキの欄を次のように定める。

ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否
	保持力 イ. ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認 ロ. ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認 ハ. かごに荷重を加え、かごの位置を確認	適・否
	パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 () (mm) 要是正となる基準値 () (mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 () (mm) 要是正となる基準値 () (mm)	右 左 (mm) (mm)
	ブランジャーストローク イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 () (mm) 要是正となる基準値 () (mm) ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 () (mm) 要是正となる基準値 () (mm)	(mm)

別記第一号二③の欄の径の欄を次のように定める。

径の状況 最も摩耗した主索の番号 () 直径 () (mm) 未摩耗直径 () (mm)	%
--	---

別記第一号二④の欄の錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の欄を次のように定める。

錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 () (mm) 未摩耗直径 () (mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()	%	1 構成より1 ピッチ内の最大の 索線切れ数 本
--	---	-----------------------------------

別記第一号四⑥の欄を次のように定める。

(6)	調速機ロープ	径の状況 直径 () (mm) 未摩耗直径 () (mm)	%					
		索線切れ 該当する索線切れ判定基準 () 索線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下						
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) 直径 () (mm) 未摩耗直径 () (mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()	%					

別記第一号四⑦の欄を次のように定める。

(1)	釣合おもり非常止め装置	形式 早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式						
		作動の状況 イ. 無積載の状態において非常止め作動時にブレーキを開放して確認 ロ. 非常止め作動時に網車が空転することを確認又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認 ハ. 非常止め作動時にかごを持ち上げ、主索の緩みを確認 二. スラック式にあっては、主索又は鎖を緩めた後に釣合おもりが動かず、主索又は鎖が緩んだままであることを確認						

(4)	緩衝器及び緩衝材	形式	ばね式・油入式・緩衝材	
		劣化の状況		適・否
		作動の状況 (油入式のものに限る。)		適・否
		油量の状況 (油入式のものに限る。)		適・否

別記第三号1(4)の欄錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径の欄を次のように改める。

錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()	1構成より1 とツチ内の最大 の素線切れ数 本	%
--	----------------------------------	---

別記第三号2(17)の欄径の欄を次のように改める。

径の状況 最も摩耗した主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	%
--	---

別記第三号2(17)の欄錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径の欄を次のように改める。

縮びた糊消耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) 該当する錆及び縮びた糊消耗粉判定基準	1 構成より1 2 ピッチ内の最大 の素線切れ数	%	本
---	--------------------------------	---	---

別記第三号注意⑤中「竊に於_レ主簿、竊のうち「登」を「の「登の状況」だ」「比事」を「割合」に改め、同⑤中「登出しない」を「登出する」だ」「取消録で抹消して」を「〇で囲んで」に改め、同⑤に後段として次のように加える。

なお、素線切れ判定基準¹⁾には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表1 素線切れ判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。

a 素線切れの判定記号

- 1 素線切れが平均的に分布する場合
- 2 素線切れが特定の部分に集中している場合
- 3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合
- 4 谷部で素線切れが生じている場合

b 判定結果の記号

イ 要是正判定の場合

ロ 要重点点検判定の場合

ハ 指摘なしの場合

<記入例>

素線切れが平均的に分布する場合、判定が要是正であった場合

該当する素線切れ判定基準（1-1）

指摘事項がない場合

該当する素線切れ判定基準（ハ）

「**張麗華**」**卓秋英**⑨は「部分の盛」や「部分」及び「主案の番号」や「部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を〇で囲んでください。[あり]を〇で囲んだ場合は、その主案の番号及び該当する第及び第びの消耗品協定基準」及び第⑧「割合」の①と②及び各部分が赤緑色に見える主案の1構成より1ピッチ内の最大の連続切れ数」をそれぞれ「回⑨以後第⑩より次のように示す」。

なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表2 鯖及び鯖びた摩耗粉判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。

α 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号

- 1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合
- 2 点状の腐食が多数生じている場合
- 3 錆びた摩耗粉により各部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分に対する割合が94%未満である場合
- 4 錆びた摩耗粉により各部が赤錆色に見える部分がある場合

判定結果の記号

- イ 要是正判定の場合
ロ 要重点点検判定の場合
ハ 指摘なしの場合

＜記入例＞

錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要正であった場合

該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（1-1）

指摘事項がない場合

該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ハ）

製品機川平社機⑨中「該当しない」や「該当する」じ「取消線で抹消した」や「○で囲んだ」じ
 ⑨中「形式には」や「形式」にはじ「該当しない」や「該当する」じ「取消線で抹消して」や
 「○で囲んで」じは⑨「形式」にはじ「該当しない」や「該当する」じ「取消線で抹消して」や
 「○で囲んで」じ、最も素線切れの多い、や「として掲げたもの、最も磨びた」じ「磨びた」や「及び及び」
 は「磨びた」じ、最も素線切れの多い、や「として掲げたもの、最も磨びた」じ「磨びた」や「及び及び」
 の状況」じ「別添1様式」や「それぞれ別添1様式に従い添付してください。ただし、同一の写真を
 添付することとなる場合は、一枚添付すれば足ります。また。」じは⑨中

「**〇で囲んで**」と名乗る。

別記第五号一③の欄に接触器、継電器及び運転用基板の欄を次のように改める。

接触器、 継電器及 び運転制 御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日
	ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日

別記第五号一④の欄に次のように改める。

(8)	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況 適・否							
		パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	mm						
		プランジャストローク イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	mm						

	ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)								
	非常停止時の階段停止距離測定 (V ² /9 ≤ 階段停止距離 ≤ 600mm)	mm							

別記第五号一④の欄に次のように改める。

10	駆動鎖	駆動鎖の張りの状況 イ. 製造者が指定する 要是正となる基準値 (mm・%) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要是正となる基準値 (mm・%)	mm・%						
		スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況 適・否							
		駆動鎖の伸び イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%)	mm・%						
		駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%) ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%)	mm・%						
		二. 歯面を目視により確認 適・否							
		給油の状況 適・否							

接触器、 継電器及 び運転制 御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ、製造者が指定する交換基準 () ロ、やむを得ない事情により、検 査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日
	プレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ、製造者が指定する交換基準 () ロ、やむを得ない事情により、検 査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日

[illegible]

本

[illegible]